

●二輪車等

区分(車種)		税率(税額)
原動機付 自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下	2,000 円
	125cc 以下	2,400 円
ミニカー(側面のあるもの) 50cc 以下		3,700 円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
二輪の小型自動車(250 cc超)		6,000 円
軽自動車	二輪(250 cc以下)・トレーラー	3,600 円

※ミニカーとは 20 cc超 50 cc以下の原動機を持ち、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①輪距(左右のタイヤの接地面の中心から中心の間の距離)が 500 ミリ以上で 3 輪以上の車両
- ②輪距が 500 ミリ以下で車室を持つ 3 輪以上の車両

●四輪車等

区分(車種)*			税率(税額)※1		重課税率※2	
			旧税率	新税率		
軽自動車	四輪 (660cc 以下)	三輪(660cc 以下)	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
		乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※1 三輪以上の軽自動車については、平成 27 年 3 月 31 日以前に新規登録した車両は旧税率を、平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録した車両は新税率を適用します。

※2 新規登録後 13 年が経過した車両(平成 16 年 3 月以前の新規登録車両)は重課税率を適用します。

ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

【自動車検査証の「初度検査年月」の記載された年月により、旧税率、新税率、重課税率を適用します。】

●グリーン化特例

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新規登録した軽四輪等のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日に属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(税率軽減)を適用します。

区分(車種)			軽課税率(税額)			
			(ア)※	(イ)※	(ウ)※	
軽自動車	四輪 (660cc 以下)	三輪(660cc 以下)	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
		乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
			自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

※軽減の詳細については、下記の表のとおりです。

対象・要件等				特例措置の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排ガス規制適合) 				概ね 75%軽減 ※上記(ア)	
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	排ガス性能	平成 17 排ガス規制 75%低減 又は 平成 30 排ガス規制 50%低減	乗用車	平成 32 年度燃費基準+30%達成	概ね 50%軽減 ※上記(イ)
			貨物車	平成 27 年度燃費基準+35%達成	
	燃費性能	平成 30 排ガス規制 50%低減	乗用車	平成 32 年度燃費基準+10%達成	概ね 25%軽減 ※上記(ウ)
			貨物車	平成 27 年度燃費基準+15%達成	